

## 国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 令和元年8月7日（水）17:30 ～ 17:40  
場 所 合同庁舎8号館 共用会議室  
出席者 先方）柴山議長 外11名程度  
当方）宮腰国家公務員制度担当大臣 外7名  
案 件 人事院勧告に関する要求書の受取り

### 公務員連絡会

人事院は本日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。本年の月例給については、初任給の引上げと30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸に限定して改定を行うもの。このことは、公務における人材確保や非常勤職員の待遇改善に寄与することから、一定の評価はできるものの、俸給表全体を改定する程の較差に至らなかったとは言え、我々が求めた全世代への配慮の面からは決して満足のものではない。

また、一時金については6年連続で支給月数増となりました。しかし、再任用職員の改定が見送られることは、政府の骨太方針2019に明記された「人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要」との方針からしても遺憾と言わざるを得ない。

また、2013年以降、義務的再任用を措置している政府に対し、高齢職員の士気を確保するための配慮を求める。

このように、本年の給与に関する勧告・報告は、我々の要求にあまねく応えたものとは言えないが、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、民間給与に影響する観点を踏まえ、経済の好循環を図るためにも、勧告通り実施すべきものとする。

長時間労働の是正について、本年4月から新たな制度のもとで取組が進められており、国家公務員の超過勤務が確実に縮減されるよう、労使が共に責任をもって取り組んでいくことが強く求められるが、各府省における他律的業務の部署の指定状況等を勘案すれば、超過勤務の縮減に向けた実効性の確保がはかられているとは言えず、政府をあげて本気で取り組んでいるのか疑問を感じざるを得ない。改めて、政府、特に大臣におかれては、主体的な対応を強く求める。

更に、段階的な定年引上げについては、昨年的人事院の意見の申出から、既に1年が経過するもと、着実かつ確実な早期実施が喫緊の課題となっている。

大臣におかれては、公務員の使用者としての責任において、我々との十分な交渉・協議、合意に基づいて、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、要求事項の実現に向けて最大限努力するよう求める。

### 国家公務員制度担当大臣

公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、敬意を表す。本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出されたところであり、速やかに給与関係閣僚会議の開催をお願いし、その取扱いの検討に着手したいと考えている。国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてま

いりたい。その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えている。

また、定年の引上げについては、人事院の意見の申出も踏まえ、皆様方の意見も十分に伺いつつ、引き続き検討してまいりたい。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認。）